

## 「酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」 新旧対照表

新			旧		
(略)			(略)		
8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。			8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。		
期 間	納付期限	納 付 額	期 間	納付期限	納 付 額
第 1 期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額	第 1 期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額
第 2 期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額	第 2 期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額
第 3 期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額	第 3 期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額
第 4 期	<u>年度内に通知する</u>	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>	第 4 期	<u>出納整理期間 中で定める日</u>	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>
(略)			(略)		
<p>附 則 この要領は、平成15年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度分の別紙-1による報告については、従前の例による。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>			<p>附 則 この要領は、平成15年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年度から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度分の別紙-1による報告については、従前の例による。</p>		